

平成 29 年 1 月

平成 29 年 1 月以降に低圧再エネ申込みを予定されているお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年 1 月現在の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」）に基づく低圧再エネの申込状況等を踏まえ、平成 29 年 1 月以降のお申込みについて、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 低圧再エネのお申込みについて

これまで、平成 29 年 3 月 31 日までに低圧再エネの電力受給契約の締結を希望される場合は、平成 28 年 12 月末までに申込書類一式をご提出いただくようお願いしておりましたが、平成 29 年 1 月時点で、すでに対象処理件数が 2 万 5 千件を超え例年を上回る状況です。

このため、かねてからお知らせの通り平成 29 年 1 月以降に新規でお申込みをいただいたとしても、平成 28 年度内の契約締結は非常に困難な見込みとなりましたので、お知らせいたします。

なお、平成 29 年 3 月 1 日以降のお申込みについては、上記の混雑状況や、国（資源エネルギー庁）が平成 29 年 3 月以降新制度に基づく設備認定の申請の受付を開始することを受け、改正後の FIT 法に基づくお申込みとして受付[※]させていただきます。この場合、契約締結は平成 29 年 4 月以降となりますので、予めご了承をお願いいたします。新しい申込様式や手続きの詳細については、別途当社 HP にてお知らせいたします。

※ 現行の FIT 法に基づくお申込みであっても、改正後の FIT 法に基づくお申込みと読み変えて受付させていただきます。

2 留意事項

お申込み時に「設備認定通知書（写）」に代えて設備認定申請を行ったことが分かる書類（設備認定申請画面の写し）を提出いただいている場合、手続きは進めさせていただきますが、平成 29 年 3 月 31 日までに「設備認定通知書（写）」のご提出がないと、平成 28 年度単価は適用できかねるためご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせください。

以 上